

有体物提供契約書（記入例）

（裏面の乙欄と同じにする、個人名を記入）

国立大学法人広島大学（以下「甲」という。）と 広島 太郎（以下「乙」という。）とは、甲が研究成果として保有している「広義キク属植物」（以下「本件有体物」という。）を、乙が行う研究目的のために提供することに同意し、以下のとおり約定する。

（目的）

第1条 本契約は、甲が本件有体物を乙に提供するに当たり、本件有体物及び本件有体物から派生する成果の取扱いについて定め、以て、本件有体物の適正な管理を行うことを目的とする。

（本件有体物の提供）

第2条 甲は、乙に、以下のとおり、本件有体物の提供を行うものとする。

① 提供数量：

キクタニギク(Chrysanthemum seticuspe) 1系統

② 提供時期：本契約締結の日から30日以内

③ 提供料金：0円

2 乙は、本件有体物を受領したときは、甲に対して受領書を提出するものとする。ただし、受領した旨のメールを以て受領書に替えることができる。

（支払い）

第3条 乙は、本件有体物の提供料金を甲の請求により甲の指定する方法によって支払う。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、本件有体物を、乙の研究目的である『理科教育用教材』のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

2 乙は、本件有体物の使用に当たり、日本の法令等に抵触せず且つ公序良俗及び社会正義に反する行為を行わないことを保証する。

（保証）

第5条 本件有体物は、甲の研究過程において得られた実験的又は研究的性格を有するものであり、甲は乙に対し、本件有体物について如何なる保証も行わない。また、甲は、乙の本件有体物の使用又は保有によって生じた如何なる結果についても一切その責任を有せず、且つ直接又は間接を問わず如何なる損害賠償の責任も負わない。

（第三者への開示）

第6条 乙は、甲の事前の文書による同意を得ることなく、本件有体物を第三者に開示又は提供してはならない。

2 乙は、甲の事前の文書による同意を得ることなく、本件有体物から得られた研究成果物又は本件有体物に変更を加えることによって得られ且つ本件有体物の主要な特性を備えた成果物を、第三者に開示又は提供してはならない。

（秘密保持）

第7条 乙は、本件有体物に関して甲から提供された情報を秘密に保持しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

① 甲から提供された時点で、既に公知の情報

② 甲から提供された後、乙の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報

③ 甲から提供された時点で、既に乙が保有していた情報

④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を課せられることなく正当に入手した情報

⑤ 甲から文書により第三者への開示を許可された情報

2 甲は、乙から秘密である旨を明示して提供された情報並びに次条第1項の規定に基づき乙から報告を受けた未発表の研究成果を、乙の事前の文書による同意を得ることなく第三者に漏洩開示してはならない。

(研究成果の報告・発表)

第8条 乙は、本件有体物を用いて行った研究成果を甲に報告しなければならない。また論文等には研究材料が、文部科学省ナショナルバイオリソース (NBRP) の支援を受けて広島大学により提供されたことを明記しなければならない。

2 乙が、前項の研究成果を学会又は論文等により発表する場合には、事前に甲の文書による同意を得るとともに、本件有体物が甲から提供されたものであることを明示しなければならない。

(研究成果の取扱い)

第9条 本件有体物を用いた乙による研究成果は、原則として甲乙の共有とする。ただし、当該研究成果が、甲から提供された秘密情報又は本件有体物の主要な要件を使用することなくなされたものであることが明白な場合には、乙は、甲の了解を得た上で、乙の単独所有とすることができる。

2 前項に規定した共有の研究成果について、特許出願等の知的財産権による保護手続きを行う場合には、甲乙の連名で行うものとし、具体的な手続きは、甲乙協議して決定する。

3 甲又は乙が、第1項に規定した共有の研究成果を第三者に提供する等の当該研究成果の活用を図るときは、その活用に関する対価等の取扱いについて、甲乙別途協議して決定する。

(乙の使用の中止)

第10条 乙が、本件有体物の使用を中止したとき、又は終了したときは、乙はその旨を直ちに甲に文書にて通知する。

2 前項の場合において、乙の元に本件有体物が残留しているときは、乙は直ちに残留している本件有体物を処分するものとする。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定に疑義の生じた事項については、甲乙誠意を以て協議して解決するものとする。

本契約成立の証として、本書正本2通を作成し甲乙各1通を保有する。

年 月 日 日付は空欄のままご提出ください。

こちらで押印時記入します

広島県東広島市鏡山1-3-2

(甲) 国立大学法人広島大学

分任契約担当職

理事 (社会連携・基金・校友会担当)

津賀 一弘

印

広島県東広島市鏡山1-4-3 (機関の住所・名称を記入)

(乙) 広島県立●●中学校

広島 太郎

印

(1行目の乙が個人名の場合は、個人名に対応する押印をお願いします)